

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む）の重要性を認識し、個人情報保護に関する各種規範を遵守の上、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得

ビューローは、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

ビューローが取り扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合等を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その者と個人情報取扱契約書等を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問い合わせは、随時受付け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) ビューローは、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に沿った業務運営に努めて参ります。
- (2) ビューローが保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、ビューローの事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成28年1月1日

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 石村 隆男

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー個人情報保護規程(平成17年5月24日規程第10号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）における個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の取扱いに関する基本的事項を定め、ビューローの業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「各課等」とは、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー組織規程第2条第2項、第3項に規定する組織をいう。
- 二 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。
- 三 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして法令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。
- 四 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。
- 五 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 六 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 七 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- 八 「保有個人情報」とは、ビューローの役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、ビューローの役員又は職員が組織的に利用するものとして、ビューローが保有しているものをいう。ただし、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー情報公開規程第2条に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 九 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 十 「個人データ」とは、個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。
- 十一 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報保護の体制

(個人情報保護管理者等)

第3条 ビューローに、個人情報保護管理者（以下「ビューロー管理者」という。）1名を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）に、センター個人情報保護責任者（以下「センター責任者」という。）1名を置き、館長をもって充てる。
- 3 各課等に、課等個人情報保護責任者（以下「課等責任者」という。）を置き、課等の長をもって充てる。
- 4 各部門等に、個人情報事務取扱主任（以下「取扱主任」という。）1名を置き、ビューロー管理者及びセンター責任者が指定する。

(個人情報保護管理者等の任務)

第4条 ビューロー管理者の任務は、次のとおりとする。

- 一 ビューロー管理者は、ビューローにおける個人情報保護に関する事務を総括整理し、総務課及び誘致課における個人情報保護に関する事務を統括すると共に、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講じて、それを徹底する。
- 2 センター責任者及び課等責任者等の任務は、次のとおりとする。
 - 一 センター責任者は、センターにおける個人情報保護に関する事務を統括すると共に、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講じて、それを徹底する。
 - 二 課等責任者は、ビューロー管理者及びセンター責任者の命を受けて、当該管理者等の事務を補佐する。
 - 三 取扱主任は、当該課等における個人情報の管理の記録等の事務を担当する。

第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第5条 個人情報の保有に当たっては、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 4 要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで保有等を行わないものとする。

(利用目的の明示)

- 第6条 本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、地方公共団体又は独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 2 前項により利用目的を明示する場合において、必要があると認めるときは次に掲げる事項を併せて明示するものとする。
- 一 個人情報の取扱いの担当者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先
 - 二 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性
 - 三 個人情報の委託を行うことが予定される場合にはその旨
 - 四 本人が個人情報を届出ることの任意性及び当該情報を届出ない場合に本人に生じる結果
- 3 個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得するものとする。
- 一 本人に同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 出版、報道等により公にされているとき。
 - 四 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 五 所在不明等により、本人から取得できないとき。
 - 六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から取得したのではその目的を達成しえないと認められるとき、又は事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
 - 七 行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 八 専ら統計の作成の目的のために利用し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(適正な取得)

- 第7条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

- 第8条 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- 2 利用目的の達成のために必要と認めるときは、次に掲げる事項を含む保有個人情報の正確性を確保

- するための措置を講じるものとする。
- 一 入力時の照合、確認等の手続き
 - 二 誤り等を発見した場合の訂正等の手続き
 - 三 記録事項の更新
 - 四 保存期間の設定

(安全確保の措置)

- 第 9 条 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、ビューローから個人情報の取扱いの委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。
 - 3 保有個人情報の適切な管理のために必要と認めるときは、次に掲げる事項を含む合理的な安全対策を講じるものとする。
 - 一 個人情報の利用者等の制限
 - 二 個人情報の利用方法の制限
 - 三 個人情報の保管場所・保管方法の制限
 - 四 個人情報の廃棄方法の制限
 - 4 保有個人情報の取扱いを委託するときは、個人情報の保護水準を満たしているものを選定する基準を設けると共に、契約書に、管理者の注意義務、秘密保持義務及び安全確保の措置の義務を明記し、次に掲げる事項を覚書等で取り交わす等の措置を講じるものとする。
 - 一 再委託に関する事項
 - 二 個人情報の使用及び第三者への提供に関する事項
 - 三 個人情報ファイルの複写に関する事項
 - 四 個人情報の管理状況についての調査に関する事項
 - 五 事故等の発生時における報告に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
 - 5 個人情報の取扱いを派遣労働者によって行わせるときは、派遣労働者と秘密保持等個人情報の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に盛り込むものとする。

(従事者の義務)

- 第 10 条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 一 個人情報の取扱いに従事するビューローの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - 二 前条第 2 項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

- 第 11 条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、ビューローは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
 - 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
 - 4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のためのビューローの内部における利用を特定の役員又は職員に限らなければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第 12 条 前条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第4章 削除・廃棄

(個人データ及び個人番号の削除・廃棄)

- 第13条 利用目的の達成等により保有する必要がなくなった個人データについては、別に定める方法により速やかに削除又は廃棄するよう努めるものとする。
- 2 ビューローが個人番号を利用する必要がなくなったときは、当該個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄しなければならない。
 - 3 個人情報又は特定個人情報等が記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前2項の規定にかかわらず、その期間は当該個人情報又は当該特定個人情報等を保管しなければならない。

第5章 開示及び訂正等

(個人情報ファイル等)

- 第14条 ビューローは、「個人情報ファイル簿及び個人情報の開示・訂正等に関する要綱」(以下「開示等要綱」という。)の定めるところにより、個人情報ファイル簿を作成して公表するものとする。

(開示及び訂正等)

- 第15条 ビューローは、開示等要綱の定めるところにより、個人情報の開示及び訂正等を行うものとする。

第6章 調査及び事故等への対処

(規程の施行状況の調査)

- 第16条 ビューロー管理者は、センター責任者及び各課等に対して、この規程の施行の状況の報告を求めるものとする。
- 2 ビューロー管理者は、この規程の施行の状況に対して、是正が必要であると認めるときは、センター責任者及び各課等責任者に是正の勧告を行うことができる。

(通報及び調査義務等)

- 第17条 役職員は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちにビューロー管理者に通報しなければならない。
- 2 ビューロー管理者は個人情報の外部への漏洩について役職員から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(事故等への対処)

- 第18条 ビューロー管理者は、前条に基づく事実関係の調査結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、当該情報の性質及び被害の程度を勘案し、直ちに以下の対処の実施を検討する。
- 一 原因の究明
 - 二 影響範囲の特定
 - 三 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - 四 再発防止策の検討・実施

第7章 苦情処理

(苦情処理)

- 第19条 ビューローは、個人情報の取扱いに関する苦情(以下単に「苦情」という。)の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 ビューローは、苦情の相談の受付等を行う窓口を事務局に設けるものとする。
 - 3 苦情を受付けたときは、関係する各課等は、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査して、その適切な措置についてビューロー管理者及びセンター責任者に協議しなければならない。
 - 4 苦情の処理は、必要と認めるときはビューロー管理者及びセンター責任者のもとで行うものとする。
 - 5 苦情の処理結果は、必要と認めるときは苦情を申出た者に書面で通知するものとする。

第8章 その他

(特定個人情報に関する取扱い細則)

第 20 条 特定個人情報に関する取扱いの細則については、「特定個人情報取扱要綱」として理事長が別に定める。

(規程の細目及び運用)

第 21 条 この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。